令和６年度奄美市総合教育会議資料（不登校関係）

奄美市教育委員会

Ⅰ　令和６年度の不登校児童生徒の現状

１　不登校の定義

何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により，児童生徒が登校しない，あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上の欠席した者のうち病気や経済的理由による者を除いたもの。「生徒指導提要（令和４年 12 月改訂版）より」

２　不登校の現状

⑴　令和６年７月現在（不登校者数）

年間30日以上の長期欠席者	小学校	中学校	合　計
令和５年度	92（7）	85（49）	177（56）
令和６年度	82（28）	84（69）	166（97）

学年別不登校者数	小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
令和５年度	0	0	1	0	2	4	4	25	20
令和６年度	2	2	6	4	7	7	22	15	32

地域別不登校者数	小学校		中学校	
	名瀬・住用	笠利	名瀬・住用	笠利
令和５年度	5	2	50	6
令和６年度	22	6	52	17

⑵　過去３年間（不登校者数）

年間30日以上の長期欠席者	小学校	中学校	合　計
令和３年度	51（2）	60（9）	111（11）
令和４年度	60（1）	106（10）	166（11）
令和５年度	150（29）	116（91）	212（120）

※　令和４年度までは，年間 30 日以上の欠席した者のうち，主な欠席の理由が，学校に起因した者を不登校生と捉えていた。

学年別不登校者数	小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
令和５年度	1	3	3	6	7	9	18	44	29

地域別不登校者数	小学校		中学校	
	名瀬・住用	笠利	名瀬・住用	笠利
令和５年度	22	7	82	9

Ⅱ　奄美市の不登校対策

1　居場所づくり

(1)　別室対応

各校において，不登校や不登校気味の児童生徒の実態に応じて，保健室や相談室，図書室等の別室で教員やＳＳＷ等を置いて対応している。

(2)　ふれあい教室

ア　現状（令和６年７月現在）

	小学校	中学校	計
入室生	3	5	8

※　名瀬地区７人　笠利地区１人（中３）

イ　過去３年間の利用人数

通室生	小学校	中学校	合　計
令和３年度	2	13	15
令和４年度	3	12	15
令和５年度	12	7	19

ウ　指導体制

ふれあい教室コーディネーター１人（常勤：男性）とふれあい教室相談員１人（常勤：女性）が，平日の午前９時から午後３時まで児童生徒の通室生の学習や健康状況等に応じて指導している。

エ　原籍校との連携

(ｱ)　関係学校との情報交換

(ｲ)　通室児童生徒の出欠及び状況報告（毎月）

(ｳ)　原籍校で作成した定期テストの受験

(ｴ)　原籍校担任教諭との進路相談等

オ　保護者への啓発・支援

(ｱ)　保護者への相談活動（電話相談，来所相談，訪問相談等）

(ｲ)　定期的個別相談

教育相談	項目	相談者数	延べ件数	備　考（相談者内訳）
令和５年度	電話相談	43 人	294 件	児童生徒　24人（延べ 45件） 保 護 者　55人（延べ241件） 教 職 員　47人（延べ215件）
	来所相談	83 人	207 件	
令和６年度	電話相談	17 人	95 件	児童生徒　10人（延べ 11件） 保 護 者　20人（延べ 81件） 教 職 員　20人（延べ 61件）
	来所相談	33 人	58 件	

カ　関係諸機関との連携

(ア)　児童相談員，家庭相談員，児童民生員等との情報交換・連携

(イ)　児童相談所，市福祉政策課社会福祉係等との連携

キ　その他

(ア)　出席の取扱い

「ふれあい教室」に出席した日は，学校でも出席扱いとする。

(イ)　原籍校への復帰

学校への復帰については，本人の希望を原則とし，保護者や学校と連携を取りなら，検討委員会（合議）で検討の上，教育委員会が決定し，通知する。

(ウ)　広報・周知の方法

年度初めに，ふれ合い教室の案内を各校や保護者宛に配付し広報している。また,学校訪問や管理職研修会でふれあい教室の紹介や現在の状況等を報告して周知している。

(3)　フリースクール

ア　フリースクールとは（文部科学省の取組「フリースクール・不登校に対する取組」：文部科学省より）

一般的に，不登校の子供に対し，学習活動，教育相談，体験活動などの活動を行っている民間の施設を言う。その施設や活動内容は多種多様であり，民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

イ　奄美市のフリースクール（ＮＰＯ法人フリースクールＭＩＮＥ）

(ア)　ねらい

不登校生の主体性を育み，自立支援を行う。

(イ)　事務所

奄美市名瀬大字伊津部勝 172

(ウ)　事業所・学びの場

奄美市名瀬伊津部町 20-1　四季ビル１階

(エ)　対象者

小・中学生，通信制高校の生徒

(オ)　活動内容（回数）

９：00～15：00　週３コース

(カ)　出席として取扱う条件

①　校長は，保護者との間に十分な連携，協力関係が保たれるようにする。

②　校長は，対象児童生徒の出席状況や活動の様子について，フリースクールに報告書の提出を求めることができる。

③　校長は，当該活動が，対象児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であるかの判断を行う。また，自ら登校を希望した際に，個別指導等の適切な支援を実施しているかの判断を行う。出席扱いと考えられる活動は，教科学習，創作活動，体験活動，読書等である。以上の活動によらない活動については，市教委と協議し，判断する。

④　校長は，対象児童生徒の活動を確認し，出席の判断を行う。

⑤　校長は，フリースクールに通う児童生徒名及び活動状況等について，市教育委員会に報告をする。

(ｷ) 通室生

現状（令和６年７月現在）

	小学校	中学校	計
入室生	7	6	13

※ 名瀬・住用 11 人 笠利１人 他町村１人

過去の利用人数

通室生	小学校	中学校	合 計
令和５年度	5	7	12

※ 名瀬・住用９人 笠利２人 他町村１人

※ 中学３年生３人 全員進学

⑷ ＳＣ・ＳＳＷ・教育相談員配置事業

ア あまみスクールカウンセラー

(ｱ) 名瀬中，金久中，朝日中，小宿中の４校で実施する。

※ 希望する小学校があれば学校間で調整

(ｲ) 年 55 回（165 時間）計画している。

(ｳ) 児童生徒や保護者，教職員の面談に加え，ＳＯＳの受け止め方講習会等も実施している。

イ あまみスクールソーシャルワーカー

(ｱ) 統括コーディネーターは１人態勢で全小・中学校を統括する。

(ｲ) 名瀬中校区・古見方地区（２人），金久中校区（３人），朝日中校区（２人），小宿中校区（２人），笠利地区（１人）の 10 人配置している。

(ｳ) 児童生徒のニーズを把握して支援を展開するとともに，保護者への支援や学校への働きかけ，関係機関に対して体制整備についての働きかけなどを行っている。また，各研修等に積極的に参加し，月１回情報交換会を行っている。

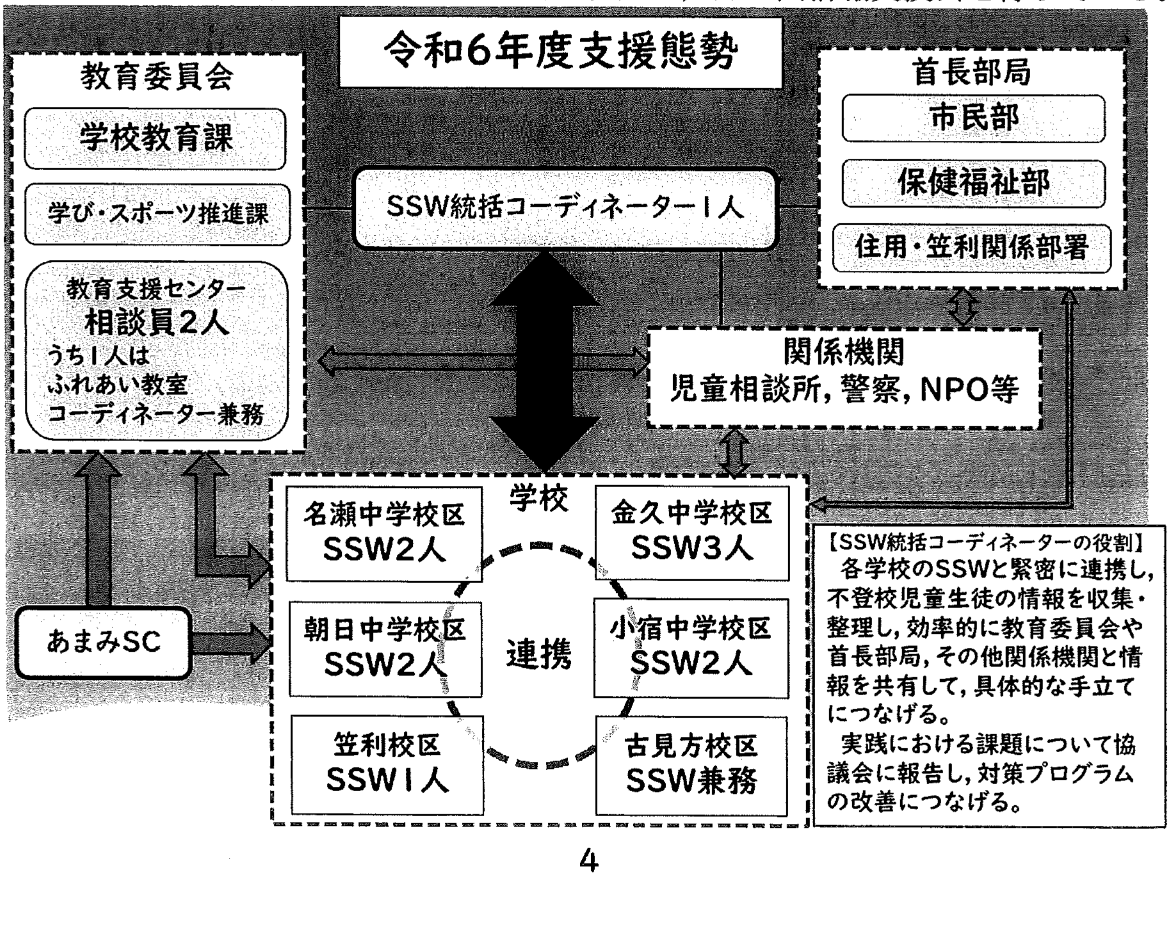

ウ　県スクールカウンセラー
(ｱ)　奄美市全学校に７人配置している。
(ｲ)　累計で年 361 回（1083 時間）計画している。
(ｳ)　児童生徒や保護者，教職員が抱える問題について，心理的なアプローチで支援している。また，ＳＯＳの受け止め方講習会等も実施している。

エ　住用・笠利地区教育相談員
(ｱ)　住用地区１人（毎週火曜日），笠利地区１人（毎週金曜日）配置している。
(ｲ)　ＳＳW統括コーディネーターと連携を取り，児童生徒の家庭環境を把握し，関係機関との連携を調整し，福祉的なアプローチで支援している。

2　各学校での不登校対策

奄美市教育委員会生徒指導テーマ

～あまみの子どもたちを光に～

「発達支持的生徒指導」と「未然防止」を意識する。

(1)　学校のビジョンの明確化する

不登校対策を「各学校の重要課題」の一つに掲げ，年度当初に次のことを全職員で確認をする。

不登校対策は，いじめ防止対策や特別支援教育とも関連させ，生徒指導の総合的な対策としてとらえていく。

ア　新たな不登校を生み出さないための積極的生徒指導について

生徒指導主任を中心に各学年適応支援担当，養護教諭，SSW，心の教育相談員と情報交換を行う。奄美市の課題の一つは「不登校生の多さ」である。生活リズムの乱れや学力不振，人間関係のトラブルから不登校になる生徒が多く見られることから，新たな不登校を生み出さないための取組として次の５点を確認・共通理解をする。

①　生活リズムや家庭学習習慣の定着を図ることの重要性について家庭や地域に発信する。 ②　２日連続で欠席をした生徒（明確な病欠を除く）については，電話連絡ですませず，必ず家庭訪問をし，本人や保護者の表情，心理状態を確認し，関係を早めに築いておく。また，３日連続で欠席をした場合は担任だけではなく，管理職，生徒指導主任，学年を含め，チームで対応していく。 ③　学級内の人間関係に悩みを持っていた場合，関係している生徒とも積極的に関わり，状況を把握した上で早めに適切な措置をとる（チャンス相談の充実）。 ④　学級の受け皿づくり（その子が教室にいないことを当たり前としない）に努める。 ⑤　その子の状況に応じた個別対応を行う（特別支援教育の視点からも支援）。

☆　友人関係やいじめが原因の不登校生徒は絶対に出さない

イ　自己肯定感や自己有用感を高めるための工夫

自己肯定感や自己有用感を高めるために，普段の生活や短学活，行事の運営，教科，道徳，学活の授業等を通して次の取り組みを行うように指導する。

①　生徒が自分を見つめる場や機会を多く設定する。 ②　生徒の長所や進歩，頑張りなどを認め，自分自身を肯定的に捉えられるような気付きを促す。 ③　他者とかかわる中で，自分のよさに気付かせる。 ④　生徒の短所などを受容する。 ⑤　集団活動の中で個に応じた役割を設定することにより，所属意識を高める。 ⑥　短所も見方を変えると長所になるという「リフレーミング」の考えを生かす。

☆　人による環境づくり（掲示物等の環境整備，廊下や階段の整理整頓）

(2)　「居場所づくり」と「絆づくり」を実践する。

ア　教職員による居場所づくり

【安心安全な場所づくり】

教職員が，児童生徒にとって安心できる場所，自己存在感や充実感を感じられる場所をつくり出す。

①　魅力ある授業づくり	②　温かな学級づくり
③　児童生徒との絆づくり	④　保護者との信頼づくり

イ　児童生徒による絆づくり

【活動の場や機会の提供】

児童生徒が，主体的・共同的な活動を通して，「絆」を感じ取り，紡いでいくために，教職員が場や機会をつくり出す。

①　学級活動	②　生徒会（児童会）活動
③　クラブ活動・部活動	④　学校行事　など

☆　居場所づくりと絆づくりが「未然防止」につながる

Ⅲ　今後の課題

※　令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

1　不登校の起因（学校 20.3%，家庭 11.6%，**本人 63.2%**）

(1)　特性のある子どもたちへの合理的配慮を行っていく。

(2)　学校以外の学びの場を提供していく。

(3)　家庭での学習ツールの利用を推奨していく。

※　ＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いに関しては別紙参照

2　保護者が高い割合で何らかの困難を抱えている

（半数以上が収入・障害・言語・自身の不登校体験等の何らかの困難を抱えている）

(1)　共に取り組む姿勢から要望等を伝えやすい雰囲気づくりに努める。

(2)　ＳＣ，ＳＳＷ等の活用を勧めていく。

(3)　関係機関との連携を深めていく。

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日

元文科初第698号　文部科学省初等中等教育局長通知

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

（別記２）

不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1　趣　旨

不登校児童生徒の中には，学校への復帰を望んでいるにもかかわらず，家庭にひきこもりがちであるため，十分な支援が行き届いているとは言えなかったり，不登校であることによる学習の遅れなどが，学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため，我が国の義務教育制度を前提としつつ，一定の要件を満たした上で，自宅において教育委員会，学校，学校外の公的機関又は民間事業者が提供する**ＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合，校長は，指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする**。

2　出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行うとき，当該児童生徒が在籍する学校の長は，下記の要件を満たすとともに，その学習活動が，当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず，自ら登校を希望した際に，円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり，かつ，当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に，指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

⑴　保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

⑵　ＩＣＴ等を活用した学習活動とは，ＩＣＴ（コンピュータやインターネット，遠隔教育システムなど）や郵送，ＦＡＸなどを活用して提供される学習活動であること。

⑶　訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は，当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

⑷　学習活動は，当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお，学習活動を提供するのが民間事業者である場合には，「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添３）を参考として，当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは，教材等の作成者ではなく，当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）

⑸　校長は，当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について，例えば，対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり，学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして，その状況を十分に把握すること。

(6)　ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとするのは，基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお，上記（３）のとおり，対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

(7)　学習活動の成果を評価に反映する場合には，学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

3　留意事項

(1)　この取扱いは，これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め，家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り，社会的な自立を目指すものであることから，ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。

(2)　ＩＣＴを活用する場合には，個人情報や著作権の保護，有害情報へのアクセス防止など，当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに，その活用状況についての把握を行うこと。その際，ＩＣＴの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに，活用状況の把握について必要な協力を求めること。

(3)　教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には，教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修，訪問活動中の援助を行うなど，訪問する者の資質向上等に努めること。

(4)　出席扱いの日数の換算については，学校や教育委員会が，例えば，対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。

(5)　ＩＣＴ等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については，必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが，児童生徒の学習状況を文章記述するなど，次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

　また，通知表その他の方法により，児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

(6)　このほか，本制度の活用に当たっては，別紙を参照すること。

4　指導要録の様式等について

　上記の取扱いの際の指導要録の様式等については，平成３１年３月２９日付け３０文科初第１８４５号「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ，出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。